

# 令和8年度 部活動について

## 1 部活動の趣旨 (「適正な部活動の運営に関する方針」令和5年4月県教育委員会より)

部活動は、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心をもつ生徒同士がその技量等を高め合う過程で、次のような資質・能力の育成を図ることを目指している。

- 個性の伸長
- 自主的・自発的な態度の育成
- 責任感や連帯感の涵養
- 好ましい人間関係の形成
- 体力の向上と健康の増進
- スポーツや文化及び科学等における生涯学習の基礎の育成

## 2 適切な指導の実施

「太田市木崎中学校 学校部活動方針(令和6年1月版)」に基づき、顧問教員等の指導の下で、自発的な活動として展開されるものであり、次の点に配慮する必要がある。

- ◇生徒の能力・適性や発達段階等を踏まえた活動であること。
- ◇互いに協力し合って友情を深める等、望ましい集団活動を助長するものであること。
- ◇家庭とも連携しながら勝利や成績のみを主目的とする活動にならないようにするとともに、生徒及び顧問の教員等の過度の負担とならないようにすること。
- ◇生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体的に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりする指導は行わないこと。文化部についても文化部活動の特性を踏まえつつ、この考えに準じて取り組む。

## 3 加入及び練習の在り方

### (1) 加入について

生徒一人一人の考え方を大切にし、多くの生徒が自主的、自発的な参加により行われるように配慮する。転部や退部についても十分な配慮の下で行われるようにする。

### (2) 練習等について

- ◇顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定する。
- ◇生徒の健康・体力や学習・家庭生活等を考慮し、年間を見通して練習日を設定する。生徒一人一人の能力や適性に応じた科学的、合理的な練習を計画的に実施する。
- ◇通常の活動時間は原則として2時間程度とする。なお、交通安全や生徒指導上の諸問題に配慮し、日没時刻を踏まえて終了時刻、下校時刻を設定する。
- ◇朝練習は、放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わない。やむを得ず実施する場合には希望者のみとする。部単位で一律、一斉に行わない。
- ◇学校の休業日では、3時間程度で活動を終える。
- ◇週2日以上以上の休養日を設定する(平日に1日と土・日曜日いずれか1日は必須)。  
\*大会参加等で、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する

### (3) 長期休業中の活動について

- ◇土・日曜日は休養日とする。  
\*大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

## 4 部活動検討委員会の設置

校長は、部活動に対しての取組や各部の活動を評価し、改善していくことが必要。

学校職員、保護者、地域スポーツ関係者、地域文化関係者、地域医療関係者等で組織する「部活動検討委員会」を設置(※学校評議委員会などの活用)し、学校と保護者、地域の連携について、顧問、生徒、保護者の意見を聞きながら必要に応じて改善策等を提案してもらう機会を設ける。

## 5 本校の部活動について

### (1) 部活動の開設・休部・廃部について

以下の部を設置する

- |   |
|---|
| ①バスケットボール(男・女) ②バレーボール(女) ③ソフトテニス(男・女) ④卓球(男・女)<br>⑤バドミントン(男・女) ⑥サッカー ⑦陸上競技(男・女) ⑧吹奏楽 ⑨美術 |
|---|

<部員数が少なく、大会参加できない場合>

→① R8年度4月の段階で、1, 2年生の部員数が団体種目2分の1以下・個人種目は4人に満たない部は、「廃部検討対象部」となる。

→②「廃部検討対象部」において、R8年度12月に行う小学校6年生のアンケート結果から、1, 2年生の部員数が団体種目2分の1以下・個人種目は4人に満たない場合、職員会議を経て「廃部」が決定する。R9年度の3年生の引退とともに廃部とする。

→上記①②については、R8年度の入学説明会で新入生保護者に、また、4月の部活編成後該当生徒及び保護者に連絡をする。

<部活動新設の条件・流れ>

→①新たに部活を新設したいと保護者や生徒から話が合った場合は、団体種目は1チームできる人数、個人種目は4名以上の人数がいる場合に検討が可能。

→②部活動検討委員会→職員会議の順で検討し、確定する。

**\*部活動の新設・休部・廃部の際には「部活動検討委員会」を開く。検討委員会は管理職、教務、学年主任、部活主任、生徒指導主事て構成する。**

### (2) 入部・転部・退部について \*任意とする

<入部> ⇒ 『部活動入部・継続届』(別紙1)を部活動集会で各顧問に提出

○2, 3年生 → 部活動継続届を提出

○1年生 → オリエンテーション(4/10) → 見学・仮入部 → 部活動集会(入部届提出)  
\*『個人情報保護に関する承諾』については家庭調査票にて確認する。

【見学・仮入部期間・入部後の諸注意】

◇見学・仮入部期間 → 16:50まで (R8年度は4/10~4/24)

◇入部が確定するまでは、各部活動で購入を必要とする用具・物品は買わせない。  
(\*生徒がすでに持参している用具については使用可)

\*休部扱い → ・期間は3ヶ月まで。3ヶ月を超えて休む場合は退部。

- ・退部後、再入部認める場合、顧問は同じように長期間休むことなく、活動に励めるように、何らかの条件を提示し、守らせる。
- ・病気やケガによる休部については、この限りではない。

<転・退部> ⇒ 『部活動転部届・部活動退部届』(別紙2)を顧問に提出

○「転・退部届」提出前に、生徒、保護者、担任、顧問で十分な話し合いを実施

○「転部届」については、旧顧問に挨拶し新顧問に提出する。届け出の保管は顧問が行う。

○3年生総体後の部活動参加については、原則なし。

**○進路確定後の3年生の部活動参加は原則なし。ただし、部の事情により参加を許可する場合は、保護者・生徒の意思を確認の上、職員に周知して行うこととする。**

### (3) 部活動計画・実績の報告

「部活動計画・実績」を毎月提出する

共有フォルダ → 各種教育指導関係 → 5生徒会活動 → 4部活動

→ 16部活動計画・実績報告書 → 部活動計画・実績報告(Excelファイル)

#### (4) 活動時間について

【通常時】 \*学校で定められた下校時刻に準ずる。

	下校時刻		下校時刻
4月	17:45	10月	17:30
5月	17:45	11月	17:00
6月		12月	17:15
7月		1月	17:30
8月		2月	17:45
9月	17:45	3月	

通常5校時終了

短縮5校時

短縮6校時 //

下校時間については当日の事情を判断し決定する。

↓

決定後、職員室前面黒板に時間を掲示し、顧問・生徒に周知する。

\*活動時間は2時間以内とする。(朝と放課後の活動時間の合計が2時間を越えてはいけない)  
ただし、総体前で朝練習を実施する必要がある場合は、管理職の許可を得た後、職員に周知して放課後の活動時間とは別に朝練習を実施しても良い。(期間は大会前1週間)

\*活動時間延長について ⇒ 原則認めない

ただし、10月第4週～2月の期間に限り、以下の条件を満たした場合は、朝、または放課後の延長を認める。

- ① 部として重要な大会、コンクール等であること。
- ② 各協会主催の大会等で、県大会規模以上の大会等であること。
- ③ 延長時間は30分程度であること。(最終下校は17:45まで)
- ④ 保護者の承諾書『部活動延長に伴う練習参加同意書』(別紙3)を得ること。

\*延長する場合、部活動終了後、顧問は生徒が帰宅に必要と予想する時間(20～30分程度)は、学校で待機。

#### 【長期休業中】

◇土・日曜日は休養日とする。

\*大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

◇部活動主任は「長期休業中部活動状況一覧表」を作成し、職員室前黒板に掲示する。

◇各部の部長(または代表者)は部活動の開始・終了を日直の先生に報告。職員室前に掲示してある「部活動チェック表」に開始・終了時刻を記入する。

◇顧問不在での部活動は認めない。

#### (5) 部活動停止(休養日)等について

①月曜日 → 部活動なし。

②土・日曜日どちらか1日は必ず休養日とする。

\*ただし、大会等で両日活動した場合、翌週、代替休日を設ける。

③部活動停止日 → ・定期テスト5日前からテスト最終日まで

・指導主事訪問日等の顧問の監督が難しいと判断する日

・各種行事等で活動することができないと判断された日

・インフルエンザ等、生徒の安全・健康面を考慮して活動を停止と判断された日 ☆新田地区体育祭の日は原則中止

\*儀式の日は、部活の裁量によって再登校し活動可とする。完全下校の時間は学校で定めた時刻を厳守する。